
(付 録 4)

1 環境基準等

1) 大気汚染に係る環境基準

(1) 二酸化硫黄等による大気汚染に係る環境基準について

(昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号)

(昭和48年 5月16日 環境庁告示第35号)

(昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号)

(昭和56年 6月17日 環境庁告示第47号)

(平成 8年10月25日 環境庁告示第73号)

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、別表のとおりとする。中略。

(1) 環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄（付録 5-1：表中では左欄）に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントにかかる環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。

(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として 5 年以内において達成されるよう努めるものとする。(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)

ウ. 二酸化窒素にかかる環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を越える地域にあつては、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成機関は原則として 7 年以内とする。また、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)

(3) 評価について

ア. 環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期評価及び長期評価が示されている。

短期評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる 1 日平均値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した 1 日平均値を環境基準の 1 時間値の 1 日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1 日平均値につき環境基準値を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取り扱いは行わずに評価することとされている。(昭和 48 年 6 月 12 日付環大企第 13 号通達要約)

イ. 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当するもの（以下「1 日平均値の年間 98% 値」という。）が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。(昭和 53 年 7 月 17 日付環大企第 262 号通達要約)

付録 5-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	対象地域
二酸化硫黄	1時間値の1日平均が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が、0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	府下全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
一酸化炭素	1時間値の1日平均が10ppm以下であり、かつ、1時間値が、8時間平均値が、20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均が10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が、0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	
二酸化窒素	1時間値の1日平均が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	
光化学オキシダント	1時間値の1日平均が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアシルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り、二酸化窒素を除く）をいう。

(2) 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について

(平成 21 年 9 月 9 日環境庁告示第 33 号)

環境基本法第 16 条第 1 項の規定による微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。
1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- 2 1 の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

第 2 達成期間

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。

(3) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

(平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号)

(平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号)

環境基本法第 16 条第 1 項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表（付録 5-2）の物質の欄に掲げる物質値ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1 の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質値ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所においては、同表の測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第 2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

付録 5-2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。	府下全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること		

2) 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

付録 5-3 人の健康の保護に関する環境基準 (27 項目)

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

(平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示第 126 号)

項 目	基 準 値	対象水域
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	

備 考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合においてその結果が測定方法の定量限界を下回ることをいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する水質環境基準

① 河川（湖沼を除く）

ア pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数に係る水質環境基準

付録 5-4 河川等に係る生活環境の保全に関する環境基準

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級、自然環境保全及びA	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級、環境保全
項目	以下の欄に掲げるもの	B以下の欄に掲げるもの	の欄に掲げるもの	以下の欄に掲げるもの	の欄に掲げるもの	
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
大腸菌群数	50 MPN /100mL以下	1,000 MPN /100mL以下	5,000 MPN /100mL以下	-	-	-
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、別図1、2のとおりとする。					

注) 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う光度の浄水操作を行うもの

5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

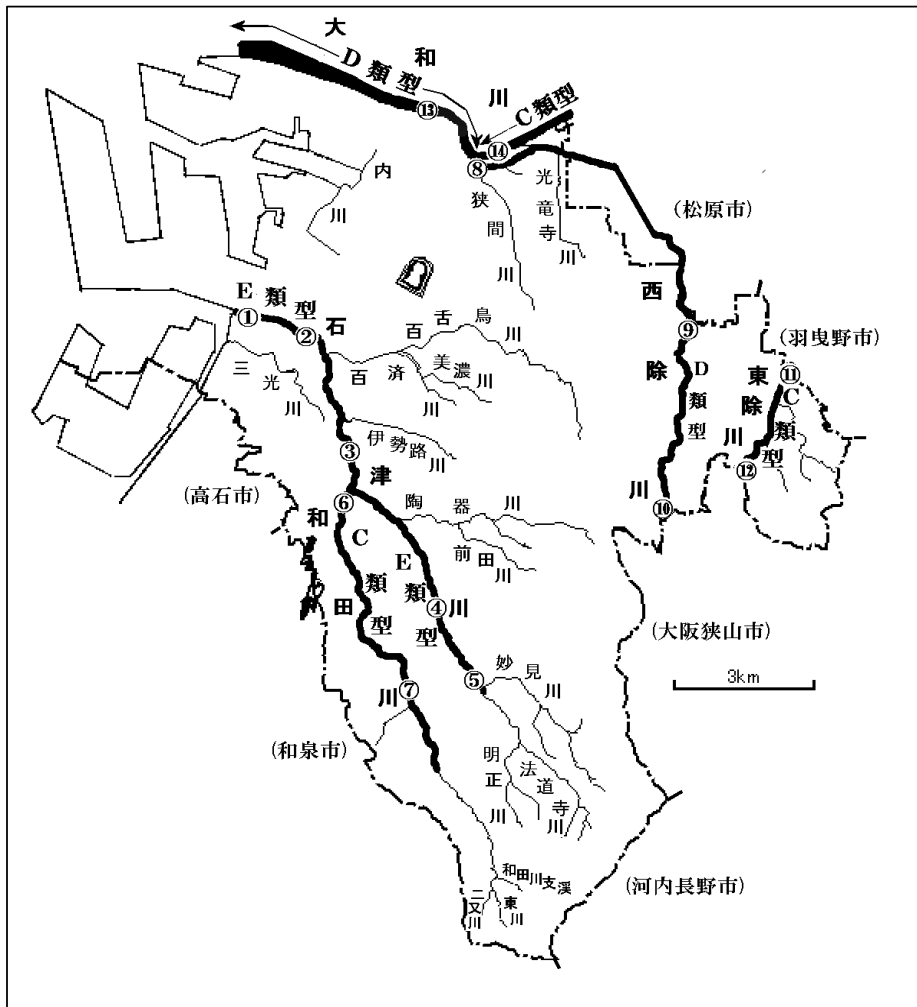
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

付録 5-5 河川水域における生活環境の保全に関する環境基準指定地域

河川名	範囲	該当類型	地図番号	測定地点	備考	
石津川	全域	E類型	①	石津川橋	環境基準点	平成21年6月30日 大阪府告示第118号
			②	神石橋	補助測定点	
			③	毛穴大橋	準基準点	
			④	新川橋	準基準点	
			⑤	上座橋	補助測定点	
和田川	全域	C類型	⑥	小野々井橋	環境基準点	
			⑦	檜尾橋	補助測定点	
西除川	狭山池流出端より下流	D類型	⑧	大和川合流直前	環境基準点	
			⑨	西除橋	補助測定点	
			⑩	境橋	補助測定点	
東除川	全域	C類型	⑪	新大阪橋	補助測定点	
			⑫	上河原橋	補助測定点	
大和川	浅香山より下流	D類型	⑬	遠里小野橋	環境基準点	昭和45年9月1日 閣議決定
	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C類型	⑭	浅香新取水口	環境基準点	

注) 大和川の調査地点は、近畿地方整備局が調査。



イ 全亜鉛に係る環境基準

付録 5-6 河川に係る水生生物に関する環境基準

(平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測 定 方 法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

備考

1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

付録 5-7 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定区域

河川名	範囲	該当類型	備 考
大和川	全域	河川生物B	平成18年6月30日環境省告示第93号
和田川	全域	河川生物B	平成21年6月30日
東除川	全域	河川生物B	大阪府告示第118号

② 海域

ア pH、COD、DO、大腸菌群数、油分に係る環境基準

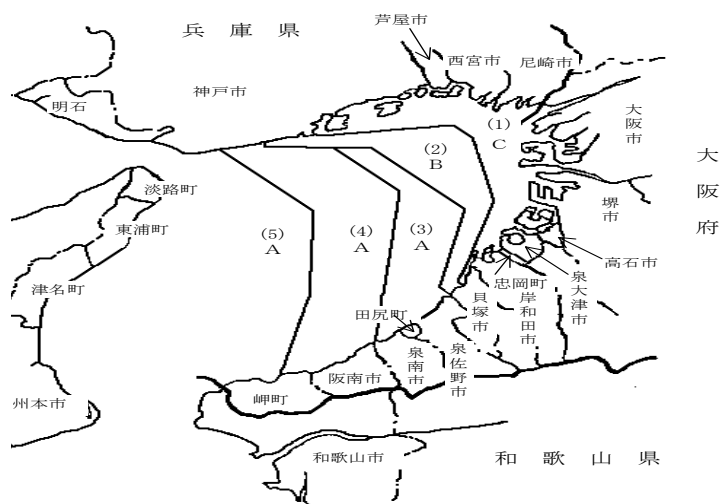
付録 5-8 海域における pH、COD、DO、大腸菌群数、油分等の水質環境基準

類型	A	B	C
項目	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	環境保全
水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	2 mg / L 以下	3 mg / L 以下	8 mg / L 以下
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg / L 以上	5 mg / L 以上	2 mg / L 以上
大腸菌群数	1,000 MPN / 100 mL 以下	-	-
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと	検出されないこと	-

注) 1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水については、大腸菌群数 70 MPN / 100 ml 以下とする。

2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 60 号)



水域	該当類型	達成期間	備考
大阪湾 (1)	C	イ	大阪湾水域
大阪湾 (2)	B	□	
大阪湾 (3)	A	ハ	
大阪湾 (4)	A	□	
大阪湾 (5)	A	イ	

注) 1 達成期間の分類は次のとおりである。

- [イ] は、直ちに達成。
- [□] は、5 年以内で可及的速やかに達成。
- [ハ] は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成。

2 該当類型は付録 5-8 を参照。

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

付録 5-9 類型ごとの全窒素、全燐に係る環境基準

類型	利用目的の適用性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋性プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2. 水産1種 : 底生魚介類をふくめ多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 - 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 - 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度



ウ 全亜鉛に係る環境基準

付録 5-10 海域に係る水生生物に関する環境基準

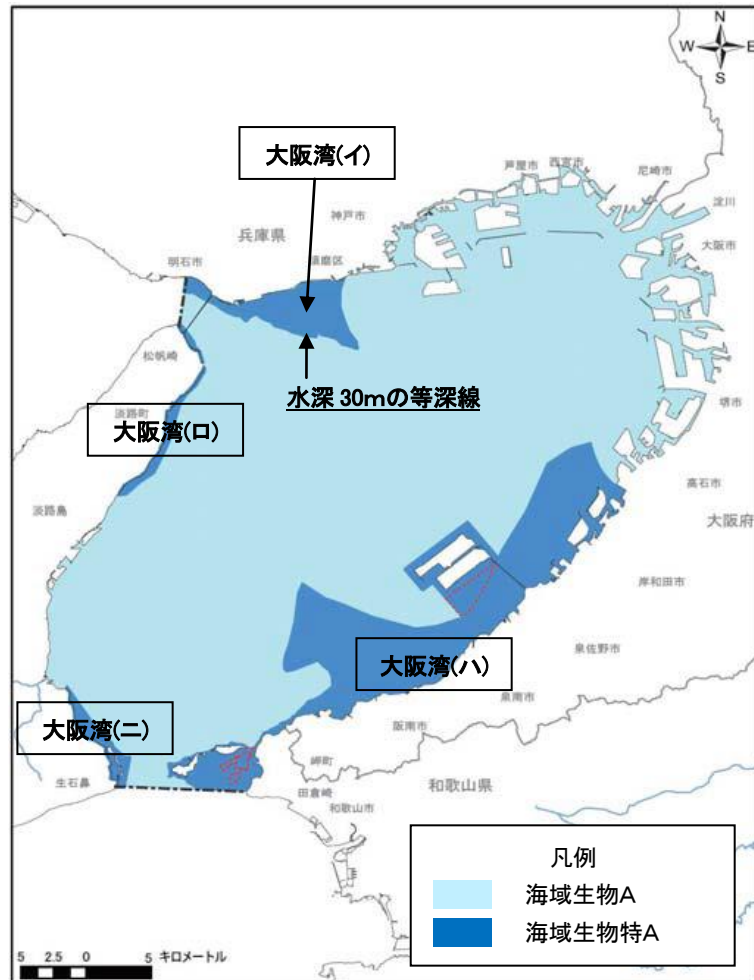
(平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

大阪湾における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定

(指定：平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号、改正：平成 25 年 6 月 5 日環境省告示第 58 号)

政令に基づく名称	水域	該当類型	達成期間	指定日
和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾）	大阪湾（全域。ただし、大阪湾（イ）、大阪湾（ロ）、大阪湾（ハ）及び大阪湾（二）に係る部分を除く。）	海域生物 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（イ）	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（ロ）	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（ハ）	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾（二）	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日



大阪湾における生物 A、生物特 A 類型の類型指定図

3) 底質の暫定除去基準 (抜粋)

(昭和 50 年 10 月 28 日付 環水管第 119 号)

(改正 平成 24 年 8 月 8 日付 環水大水発 120725002 号)

- 1 底質の暫定除去基準値は、別紙 1 (付録 5-11) 及び別紙 2 (付録 5-12) において定める物質ごとの基準値とする。
- 2 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準値に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発 120725002 号。以下「底質調査方法」という。) に則り実施、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常四つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う 2 点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

注) ダイオキシン類の底質除去基準については付録-31 頁の (付録 5-21) ダイオキシン類の汚染に係る環境基準を参照。

付録 5-11 水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値 (底質の乾燥重量当たり) は、海域においては次式により算出した値 (C) 以上とし、河川及び湖沼においては 25ppm 以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

- (1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に変えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
 - 1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。
 - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類 (エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等) の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね 2 分の 1 以下である水域においては、50 とする。
 - 3) 2) の割合がおおむね 2 分の 1 を越える水域においては、100 とする。

付録 5-12 PCB を含む底質の暫定除去基準

PCB を含む底質の暫定除去基準値 (底質の乾燥重量当たり) は、10ppm 以上とする。

なお、魚介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号)
(改正 平成26年3月20日 環境省告示第40号)

付録 5-13 地下水質の環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 注) 1. すべての地下水に適用する。達成期間については、「直ちに達成され、維持されるように努める」ものとする。
 2. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 3. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合に おいてその結果が測定方法の定量限界を下回ること(以下「定量下限値未満」という。)をいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。

5) 土壌汚染に係る環境基準

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)
(改正 平成 26 年 3 月 20 日環境省告示第 44 号)

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表（付録 5-14）の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとりとする。
- 2 1 の環境基準は、別表（付録 5-14）の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表（付録 5-14）の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第 2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

付録 5-14 土壌汚染に係る環境基準

カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K 0102（以下「規格」という。）55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格 K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法

ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2 -ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 -ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 -ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 -トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 -トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 -ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表 (略。下記注参照。) に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機磷 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

注) 検液とは土壌試料 (重量 : g) の 10 倍量 (容量 : mL) の水で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

6) 騒音に係る環境基準

(1) 騒音に係る環境基準の改正について

平成 10 年 9 月 30 日付で告示された環境基準の概要は、以下の通りである。

(ア) 等価騒音レベルの採用

騒音の評価手法として、これまでの時間率騒音レベルの中央値から、国際的にも広く採用されている等価騒音レベルに変更。なお、等価騒音レベルとは、一定時間に発生した騒音レベルをエネルギー値に換算して時間平均したもので、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能である。単位はデシベル（dB）を用いる。

(イ) 環境基準の設定

- a) 新たな科学的知見に基づく環境基準の設定：騒音影響に関する等価騒音レベルによる新たな科学的知見（睡眠妨害、会話妨害、不快感等に関する知見）等を踏まえて、環境基準を設定。
- b) 幹線道路近接空間における特例：道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間について、その騒音実態、住居実態、屋外における騒音の低減対策の物理的・技術的制約等の条件を前提とした上で、生活環境を適切に保全するための環境基準の特例を定め、これを対策の目標として施策の推進を促すこととされた。

(ウ) 新たな評価の原則の導入

- a) 個別の住居等を単位とする評価：現行の環境基準では地域を代表すると思われる地点等で測定評価されていたが、新環境基準では、個別の住居ごとに評価を行うことを原則とする。
- b) 地域としての達成状況の把握：道路に面する地域における地域としての達成状況は、原則として一定の地域ごとに環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することによる。

(エ) 達成期間の設定

- a) 道路に面する地域以外の地域：環境基準の施行後直ちに達成・維持に努める。
- b) 道路に面する地域：既設道路に面する地域は、施行後 10 年以内を目途として達成・維持に努める。ただし、幹線道路を担う道路に面する地域で、交通量が多くその達成が著しく困難な地域は、10 年を超える期間で可及的速やかに達成に努める。

(オ) 施行日

本告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行。

(2) 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

(改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

① 一般地域

付録 5-15 一般地域に係る騒音環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域 (付録-17)
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

② 道路に面する地域

付録 5-16 道路に面する地域に係る騒音環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 9 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路の両端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

付録 5-17 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定（堺市域）

（平成 22 年 9 月 30 日 堺市告示第 240 号）

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定するよう音地域の指定のない地域（虚業用の埋立地を除く）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

7) 自動車公害に係る交通規制等の要請限度

(1) 自動車排出ガス

付録 5-18 自動車排出ガスに係る要請限度

項目	測定方法	要請限度
一酸化炭素	非分散型赤外線分析法	1時間値の月間平均値が10ppm

(2) 自動車騒音

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

(改正 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号)

付録 5-19 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a区域のうち2車線以上を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1 a 区域 専ら住居の用に供される区域

2 b 区域 主として住居の用に供される区域

3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず、以下のとおりとする。

昼間 75デシベル、 夜間 70デシベル

① 二車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界線から15メートル。

② 二車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地協会から20メートル。

(平成12年3月22日 堺市告示34号)

(平成12年4月1日 施行)

自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域

区域の区分	該当地域
a	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域
b	第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(3) 道路交通振動

付録 5-20 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間（午前6時から午後9時まで）	夜 間（午後9時から午前6時まで）
第 一 種 区 域	65デジベル	60デジベル
第 二 種 区 域	70デジベル	65デジベル

備 考

下記の区域及び時間の区分により都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長）が定める。

○区域の区分

- 1 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持必要とする区域
- 2 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

○時間の区分

- 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで
- 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

(平成8年3月28日 堺市告示22号)
(平成8年4月1日 施行)

道路交通振動の区域及び時間の区分

区域の区分	該当地域
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

時間の区分	時間
昼間	午前6時から午後9時まで
夜間	午後9時から翌日の午前6時まで

8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

(平成 14 年 7 月 22 日 環境省告示第 46 号)

(改正 平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号)

付録 5-21 ダイオキシン類の汚染に係る環境基準

大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
底 質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
<p>備考</p> <p>1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌中において、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。</p>		

・この表は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準を定め、平成12年1月15日から適用する。

・環境基準

- 1 環境基準は、上表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、上表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染または汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚濁を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。